

最高裁秘書第941号

令和6年4月15日

仲 晃 生 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件において、調査官が作成して第一小法廷での審議のために提出した報告書

2 苦情の申出がされた日

令和6年2月5日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和6年度（最情）諮問第4号

(2) 諮問日

令和6年4月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和6年4月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年2月3日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えます。

記

1 開示申出の内容

令和5年（行ツ）第180号及び令和5年（行ヒ）第196号事件において、調査官が作成して第一小法廷での審議のために提出した報告書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和5年11月29日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 裁判所における司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれない。

この点、苦情申出人が開示を求める文書は、事件の審理、判断作用に関し作成される文書であり、仮にこれらの文書を作成あるいは取得したとしても、裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(2) 苦情申出人は、謄写した事件記録に苦情申出人が開示を求める文書が含まれ

ていなかったことから、当該文書が司法行政文書として作成取得されている旨述べるが、民事訴訟の手續において閲覧謄写の対象となる事件記録とは、「裁判所と当事者の共通の資料」と解されているところ、裁判事務に関する文書の全てがその対象となるものではない。

したがって、申出人の主張には理由がない。

(3) よって、原判断は相当である。